

非自発的失業者の方は 国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です。）

■対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成25年3月31日以降であること

②離職日において、65歳未満であること

③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

○雇用保険受給資格者証

○印鑑

○軽減に該当する方の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課課税第1班 ☎0820(74)1008

29 周防大島の文化財

敷屋部服

東和・西方の敷屋部服は、神社・仏閣を造ることのできる高い地元長州大工の代表作であり、明治18年（1885）に西方本郷に建てられた。平成4年（1992）に旧所有者の故敷屋部哲氏（愛媛県松山市在住）より、敷屋部の寄贈を受け、平成6年に現在の地に移築し同じ材料により復元された。仕口や継ぎ手など細工の一つひとつに、当時の伝統的工法の高度な技術が見受けられる。

敷屋部の構造をみると、門構えは四つ足門、母屋は木造二階建ての入母屋造り、瓦葺き。土壁構造と坪庭を設け、出入口は正式な客を迎い入れるための式台と家族の者が出入りする大戸口の二か所がある。また使用人長屋、納屋、厩、土蔵も配置されている。敷屋部の広さ約600坪、建築面積は96.75坪、延べ床面積118.66坪である。



▲敷屋部敷屋の母屋は西方地区で最初の瓦葺きだったという。

敷屋部家は、おなじく西方本郷に居住していた旧家である林家の分家で、萩の士族の株を買い敷屋部家と名乗った。幕末のころには地方で、財を蓄えた者が武士の養子の形をとってその株を買い、その家の苗字を名乗った。このような家は地侍、在郷諸士といわれ、村人から旦那様と呼ばれた。

敷屋部家は農業の他に酒屋、網元、廻漕業などを広く行った。農外収入も多く幕末から明治初期の頃は財産家になっており、名主・村長職など島末の中核を担っていた。敷屋部家の人々の暮らしだけの民家ではなく、島内外の来訪者を考慮した大きな敷屋部構えとなっており、当時の生活や習俗を知る上での貴重な資料である。

◀周防大島町文化財保護審議会委員 菊本雅喜▶



▲屋根裏の木組みには大工の技をうかがうことができる。